

意見陳述

今日の裁判

国からの反論に対する
私たちの反論

(1) 違法の確認の訴え

北さんに対してきちんと補償をしないことは**違法と確認**すること

(2) 大臣・国会議員の不作为

北さんの被害は「**人生被害**」

優生手術だけではない。

優生保護法を作ったこと。

手術をしたこと。

被害回復のために何もしてこなかったこと。

(3) 大臣・国会議員の偏見・差別をなくす義務と被害の回復

- ・金銭ではない形での賠償をしてはいけな
いとは書いていない
- ・「**条理**」という考えを使う

(3) 大臣・国会議員の偏見・差別をなくす義務と被害の回復

- ・国は、特別な法律を作り、被害者に謝り、優生政策が広めた障害者に対する差別をなくすための取り組みをするべきだった

(3)大臣・国会議員の偏見・差別をなくす義務と被害の回復

優生政策の影響をなくすためにすべきだったこと

- ・謝罪する
- ・人権を広めるための活動を行う
- ・偏見や差別が行われないように教育を通じて 広める

(4) 20年の時間の制限

国の言う

「法律関係を早く安定させること」は
理由になる？

(4) 20年の時間の制限

北さんは、仙台の裁判がきっかけで、ずっと感じていた悲しみや痛みの原因が国にあることを知ることができた。

つまり、この時ようやく、北さんは、**自分の権利とそれをどのように使うことができるか**知ることができた。

(4) 20年の時間の制限

20年の時間の制限は認めるべきではない

信義、誠実、正義と公平を考えれば、
間違っている

(5) 国際的な人権の条約

優生手術は「拷問」

国も争っていない

(5) 国際的な人権の条約

「拷問」の補償を求めるためには
時間の制限をつけるべきではない

これは、**国際的なルール**であり
国も尊重すべき

(5) 国際的な人権の条約

「拷問」の苦しみは長期間続く

条約の前の出来事でも

国は責任を負う義務がある

(5) 国際的な人権の条約

裁判所は、条約に関する国際人権に関する専門機関の意見を参照して判断するべき

(6) 憲法17条

今回は、憲法17条でも、
被害回復のために新しい法律を
作ることはできる

裁判所に伝えたいこと

次の3点

- ① 仙台、大阪、札幌で憲法に違反すると認める判決が出ている
- ② 一時金支給法をつくるまで71年間
- ③ 北さんが自分の被害の意味に気がついたのは仙台で裁判が起こされたとき